

第 4

交通反則通告制度の運用状況

第4 交通反則通告制度の運用状況

交通反則通告制度は、自動車運転者による道路交通法違反事件のうち、比較的軽微な違反（反則行為という。）について刑事罰に先行して行政上の措置により簡易、迅速かつ合理的に事件を処理するものである。

1 交通反則事件告知状況

区分 センター別	告知件数		
	総件数	成人	少年
那覇交通反則通告センター	46,704	4,3579	3,125
名護交通反則通告センター	4,290	4,071	219
宮古島交通反則通告センター	1,811	1,712	99
八重山交通反則通告センター	1,880	1,816	64
計	54,685	51,178	3,507

2 交通反則告知状況

区分 センター別	通告総数	公示件数		交送付件数	
		件数	率	件数	率
那覇交通反則通告センター	45,110	42,143	93.4	2,967	6.6
名護交通反則通告センター	4,309	3,849	89.3	460	10.7
宮古島交通反則通告センター	1,729	1,603	92.7	126	7.3
八重山交通反則通告センター	1,840	1,655	89.9	185	10.1
計	52,988	49,250	92.9	3,738	7.1

3 反則金納付状況

区分 センター別	通告総数	納付状況		
		納付総数	仮納付数	本納付数
那覇交通反則通告センター	45,110	45,105	42,143	2,962
名護交通反則通告センター	4,309	4,095	3,849	246
宮古島交通反則通告センター	1,729	1,722	1,603	119
八重山交通反則通告センター	1,840	1,821	1,655	166
計	52,988	52,743	49,250	3,493